

# 年末年始のごみと資源物の収集日程

**12月31日(日)から1月3日(水)まで、  
収集はお休みさせていただきます。**

- 年末も、ごみと資源物の分別と減量にご協力をお願いします。
- ごみと資源物は、各収集日の **朝8時まで**にお出してください。  
(年末年始の期間は、通常と収集時間が変わることがあります。)
- 収集がお休みの日は、ごみと資源物を絶対に出さないでください。
- 分別されていないものは収集できません。



スリム  
「ヨコハマ3R夢!!」マスコットイーオ

収集日程を  
お確かめの上、  
ルールを守って  
お出してください。



燃やすごみ・燃えないごみ  
スプレー缶・乾電池

プラスチック製容器包装

缶・びん・ペットボトル  
小さな金属類

|     |        |               |
|-----|--------|---------------|
| 12月 | 28日(木) | 通常の曜日どおり収集します |
|     | 29日(金) | 通常の曜日どおり収集します |
|     | 30日(土) | 通常の曜日どおり収集します |
|     | 31日(日) | 収集はお休みです      |
| 1月  | 1日(月)  |               |
|     | 2日(火)  |               |
|     | 3日(水)  |               |
| 1月  | 4日(木)  | 通常の曜日どおり収集します |
|     | 5日(金)  | 通常の曜日どおり収集します |
|     | 6日(土)  | 通常の曜日どおり収集します |

※ 古紙・古布等の、「資源集団回収」の日程については、  
実施している自治会・町内会等か、回収業者へ直接お問合せください。

## 粗大ごみの申込み

電話でのお申込みは12月31日(日)から1月3日(水)までお休みします。



横浜市 粗大ごみ  
2次元コード

※12月のお申込みは特に混み合い、

年内の収集にお伺いできない場合がございます。



粗大ごみのお申込みについてはこちらから

又は、インターネットで「横浜市 粗大ごみ」と検索

12月30日正午から1月3日までにお申し込みされた方への返信(収集日等のお知らせ)は、1月4日以降になります。

令和5年度 横浜市資源循環局

節電効果の大きいエコ家電の購入を応援!

# エコハマ

## 横浜市

### エコ家電 応援キャンペーン

市内登録店舗での購入で、本体購入価格(税抜)の

# 最大20%<sup>(1台あたり)</sup>(上限30,000円)分を キャッシュレスポイントまたは商品券で還元!

※申請はお1人様エアコン・冷蔵庫は各1台、LED照明器具は2台まで。

申請受付期間

2023年8月29日(火)・・・2024年1月31日(水)

※郵送申請は  
消印有効です。

※キャンペーンは予算の上限に達し次第、予定より早期に終了する場合があります。キャンペーン期間中にご購入いただいた製品が対象となります。

対象家電は3品目!

## 10年前の製品と比べるとこんなに脱炭素!



※出典: スマートライフおススメBOOK 2022年度(2011年製品の年間消費電力量部分) ※冷蔵庫の2011年製品については定格内容積401L~450Lの製品の数値の中間値  
※LED照明器具の2011年製品については蛍光灯シーリングライトの数値 ※今回の対象製品(令和5年4月時点)の平均値との比較  
※年間電気代は、年間消費電力量に電力料金目安単価31円/kWh(税込)を乗じて算出 ※電力のCO<sub>2</sub>排出係数は0.45kg-CO<sub>2</sub>/kWhで算出

対象家電のうち、一定の省エネ性能を備える製品が対象です。

登録店舗・対象製品などの詳細は、キャンペーンサイトへ。>>>

エコハマ

Q



【二次元コード】

お問い合わせ

お客様専用  
コールセンター

# TEL.045-900-3750

エコハマ(横浜市)エコ家電応援キャンペーン  
【開設期間】2024年2月14日(水)まで  
【受付時間】10:00~18:00(土・日・祝、年末年始含む)  
※お掛け間違いにご注意ください。

# 令和6年 磯子区 消防出初式



開催日時 2024  
1.6(土)  
13:30~15:00

お問い合わせ：磯子区消防出初式実行委員会事務局  
045-753-0119

新杉田駅 ※会場に駐車場はありません  
※新杉田駅バスロータリーからマイクロバスによる送迎あり



※荒天時は中止または、式典のみ磯子公会堂で実施します。

やりがいを感じる青少年のサポート役  
子どもたちと一緒に輝く  
「青少年指導員」

～あなたもはじめてませんか？～

### 青少年指導員とは？

次世代を担う青少年が地域で心豊かに成長できるよう、市長と県知事から委嘱を受けて活動しています。  
任期は2年で、対象年齢は18歳から70歳まで（再任は75歳まで）の方です。市内で約2,500名の方が活動を行っています。  
（令和5年4月現在）



### 青少年指導員として活動 いただいているみなさんの声

子どもは社会の宝、子どもたちの笑顔を見られる地域にしたいですね。

イベントなどで身体を動かすため、自分の健康づくりにもつながっています。

仕事との両立が大変な時期もありましたが、職場とは違った人たちとの一期一会がありました。



青少年指導員の活動によって、地域の結びつきも強くなったように感じます。

### どんな活動をしているの？

#### 青少年を「支える／育てる」

地域のニーズを踏まえて、子どもたちの交流・体験活動の場の提供、青少年が企画するイベントへの支援など、青少年の成長に繋がる機会をつくります。

##### 【活動例】

- ・紙ヒコーキ大会
- ・ウォークラリー
- ・ペットボトルロケット大会
- ・ふれあいキャンプなど



#### 青少年を「守る」

地域で子どもの見守り活動や声かけを行い、青少年を非行から守るとともに安心して暮らすことができる街づくりを行っています。

##### 【活動例】

- ・全市一斉統一  
行動パトロール
- ・あいさつ運動など



～自治会・町内会長の皆様へ～ 推薦についてお願い  
各地域で活動する青少年指導員をご推薦ください。  
定数は区と地域の話し合いで、連合町内会ごとに柔軟に定めていただいて構いません。

横浜市こども青少年局青少年育成課  
〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10  
☎045-671-2324 ☎045-663-1926



# 令和5年度 年末の交通事故防止運動 横浜市実施要綱

## 目 的

年末は人流や交通量が増加する傾向にあり、例年歩行者や二輪車が関係する交通事故が多発していることから、市民一人ひとりに交通ルールの遵守と交通マナーの徹底を呼び掛ける活動を通じて、交通事故防止の徹底を図ります。

## 期 間

令和5年12月11日（月）～12月20日（水）の10日間



## スローガン

知らせ合う 早めのライトと 反射材  
無事故で年末 笑顔で新年



## 重 点

1. 横断歩行者（特に高齢者）の交通事故防止
2. 二輪車の交通事故防止
3. 飲酒運転の根絶

## ◇◇ 令和5年8月末現在の交通事故発生状況 ◇◇

| 区 分   |           | 交 通 事 故 |           |     |           |       |           | 二 輪 車 |           | 自 転 車 |           | 歩 行 者 |           | 高 齢 者 |           |
|-------|-----------|---------|-----------|-----|-----------|-------|-----------|-------|-----------|-------|-----------|-------|-----------|-------|-----------|
|       |           | 発 生 件 数 | 昨 年 同 期 比 | 死 者 | 昨 年 同 期 比 | 負 傷 者 | 昨 年 同 期 比 | 死 者   | 昨 年 同 期 比 | 死 者   | 昨 年 同 期 比 | 死 者   | 昨 年 同 期 比 | 死 者   | 昨 年 同 期 比 |
| 横 浜 市 | 鶴 見 区     | 412     | -28       | 1   | -1        | 473   | -12       | 0     | -2        | 0     | 0         | 1     | 1         | 1     | 1         |
|       | 神 奈 川 区   | 210     | -22       | 2   | 0         | 248   | -5        | 1     | 0         | 0     | 0         | 1     | 0         | 0     | 0         |
|       | 西 区       | 159     | 2         | 1   | 0         | 176   | 0         | 1     | 0         | 0     | 0         | 0     | 0         | 0     | 0         |
|       | 中 区       | 322     | 95        | 1   | 0         | 380   | 125       | 0     | 0         | 0     | 0         | 1     | 0         | 1     | 1         |
|       | 南 区       | 250     | 28        | 1   | 0         | 268   | 20        | 0     | 0         | 1     | 0         | 0     | 0         | 1     | 0         |
|       | 港 南 区     | 334     | 61        | 2   | 0         | 408   | 73        | 0     | 0         | 0     | 0         | 1     | -1        | 1     | 0         |
|       | 保 土 ヶ 谷 区 | 216     | -78       | 4   | 4         | 251   | -89       | 2     | 2         | 0     | 0         | 2     | 2         | 2     | 2         |
| 浜 市   | 旭 区       | 298     | -51       | 1   | 1         | 333   | -63       | 0     | 0         | 0     | 0         | 0     | 0         | 0     | 0         |
|       | 磯 子 区     | 196     | -11       | 3   | 2         | 230   | -10       | 1     | 1         | 0     | 0         | 2     | 2         | 2     | 2         |
|       | 金 沢 区     | 368     | 40        | 3   | 2         | 435   | 67        | 2     | 1         | 0     | 0         | 1     | 1         | 1     | 1         |
|       | 港 北 区     | 420     | 112       | 0   | -1        | 495   | 159       | 0     | 0         | 0     | -1        | 0     | 0         | 0     | -1        |
|       | 緑 区       | 274     | 40        | 1   | -2        | 306   | 45        | 1     | -1        | 0     | 0         | 0     | 0         | 0     | 0         |
|       | 青 葉 区     | 367     | 18        | 0   | 0         | 432   | 32        | 0     | 0         | 0     | 0         | 0     | 0         | 0     | 0         |
|       | 都 筑 区     | 274     | 1         | 0   | -2        | 315   | 1         | 0     | -1        | 0     | 0         | 0     | -1        | 0     | -1        |
| 市 泉 区 | 戸 塚 区     | 356     | 38        | 1   | 0         | 414   | 65        | 0     | -1        | 1     | 1         | 0     | 0         | 0     | 0         |
|       | 栄 区       | 112     | -11       | 0   | 0         | 137   | -15       | 0     | 0         | 0     | 0         | 0     | 0         | 0     | 0         |
|       | 泉 区       | 196     | 13        | 0   | 0         | 219   | 19        | 0     | 0         | 0     | 0         | 0     | 0         | 0     | 0         |
|       | 瀬 谷 区     | 194     | -74       | 2   | 0         | 235   | -61       | 0     | 0         | 0     | -1        | 1     | 0         | 1     | 0         |
| 計     |           | 4,958   | 173       | 23  | 3         | 5,755 | 351       | 8     | -1        | 2     | -1        | 10    | 4         | 10    | 5         |

横 浜 市 交 通 安 全 対 策 協 議 会

# 令和5年度 飲酒運転根絶強化月間 横浜市実施要綱



## 目的

悲惨な交通事故を引き起こす飲酒運転を根絶するため、飲酒運転の危険性、悪質性を訴える運動を市民総ぐるみで展開します。

## 期間

令和5年12月1日（金）～12月31日（日）の1か月間

## スローガン

乗る人に 飲ませるあなたも 犯罪者

STOP! 飲酒運転

## 重点

- 1 飲酒運転根絶運動の周知徹底と広報啓発
- 2 飲酒運転を助長する環境の根絶
- 3 ハンドルキーパー運動の推奨

### ◇◇飲酒運転等に対する罰則◇◇

| 態 様                                | 懲 役   | 罰 金     | 基礎点数 |
|------------------------------------|-------|---------|------|
| 酒酔い運転                              | 5年以下  | 100万円以下 | 35点  |
| 酒気帯び運転 ※<br>(0.25mg以上)             | 3年以下  | 50万円以下  | 25点  |
| 酒気帯び運転 ※<br>(0.15mg以上<br>0.25mg未満) | 3年以下  | 50万円以下  | 13点  |
| 呼気検査拒否                             | 3ヶ月以下 | 50万円以下  | —    |

※呼気1ℓ当たりのアルコール濃度

### ◇◇飲酒運転ほう助行為に対する罰則◇◇

| 態 様   | 懲 役     | 罰 金  |
|-------|---------|------|
| 車両の提供 | 酒 酔 い   | 5年以下 |
|       | 酒 気 帯 び | 3年以下 |
| 酒類の提供 | 酒 酔 い   | 3年以下 |
|       | 酒 気 帯 び | 2年以下 |
| 同 乗 者 | 酒 酔 い   | 3年以下 |
|       | 酒 気 帯 び | 2年以下 |

### ◇◇◇横浜市内の交通事故件数と死亡率◇◇◇

|                 | 平成30年 | 令和元年  | 令和2年  | 令和3年  | 令和4年  |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 全事故件数           | 9,756 | 8,398 | 7,398 | 7,883 | 7,492 |
| 死 者 数           | 57    | 50    | 48    | 36    | 21    |
| 死 亡 率           | 0.6   | 0.6   | 0.6   | 0.5   | 0.3   |
| うち飲酒運転による事故件数 ※ | 68    | 36    | 38    | 39    | 40    |
| 死 者 数           | 2     | 0     | 0     | 1     | 1     |
| 死 亡 率           | 2.9   | 0.0   | 0.0   | 2.6   | 2.5   |

※飲酒運転者が第一当事者となった事故件数

横 浜 市 交 通 安 全 対 策 協 議 会

## だまされたかも?! SNSで知り合った人から投資話

マッチングアプリで知り合った人から「暗号資産で大儲けできる」と勧誘され、相手の指示した口座に次々と送金し、合計1,000万円も使った。取引サイト上は値上がりしていたが、お金が取り戻せない…だまされたのか？

投資トラブルに関する相談が寄せられています。SNSだけでつながる相手は本人確認が難しく、突然音信不通になる可能性もあります。また実際に投資が行われているのか、疑わしい事例もあります。暗号資産投資の実態を理解し、不安があれば取引しないことが賢明です。



トラブルに遭わないために

- 「必ずもうかる」という甘い話を信じない
- 投資内容が理解できない取引はしない
- 暗号資産交換業の登録業者か確認する
- SNSで知り合った人を簡単に信用しない



横浜市消費生活総合センター  検索

相談事例など暮らしに役立つ情報満載!



消費生活相談電話

045-845-6666

( 平日 9:00~18:00  
土日 9:00~16:45 )



# 横浜市立図書館 臨時休館のお知らせ

令和5年

12/25

月

令和6年

1/14

日

横浜市立図書館は、図書館情報システムの更新のため  
全館臨時休館いたします。

## × 休館中はご利用いただけないサービス

- × 本の貸出・返却・予約
- × 蔵書検索ページの利用  
(本の検索・予約・予約かご)
- × 新規登録・登録更新
- × オンラインデータベース
- × 本の閲覧・複写
- × デジタルアーカイブ
- × レファレンス(調べもの)
- × 情報ダイヤル

## ○ 休館中にもご利用いただけるサービス

- 返却ポスト(12/29~1/3を除く)
- 電子書籍サービス



### 〈令和6年1月15日(月)以降について〉

- \* 令和6年1月15日(月)は午前9時30分から午後5時まで開館します。
- \* 蔵書検索ページは1月15日(月)午前9時30分以後ご利用いただけます。
- \* 新しい蔵書検索ページでは初回ログイン時に  
パスワードの再登録が必要となります。  
詳しくは図書館ホームページをご覧ください。

新しいシステム&新サービスについて、図書館ホームページで  
随時お知らせします。



ご不便をおかけして申し訳ありませんが、ご理解・ご協力をお願いいたします。

横浜市中央図書館企画運営課 38 電話：045-262-7334 FAX：045-262-0052



磯子区連合町内会長会資料  
令和5年11月17日  
磯子区新年賀詞交換会実行委員会事務局  
(磯子区総務課)

令和5年11月吉日

自治会町内会長様

磯子区新年賀詞交換会実行委員会会長  
横田 秀昭

### 令和6年 磯子区新年賀詞交換会の御案内

拝啓 深冷の候 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃から磯子区の発展に多大なる御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年のスタートとして、磯子区新年賀詞交換会を次により開催いたします。

新春早々、御多用のこととは存じますが、ご来場を賜りたく、御案内申し上げます。

敬具

1 日時 令和6年1月5日(金)12時~13時30分(受付開始 11時15分)

2 会場 ロイヤルホールヨコハマ(中区山下町90)2階 ヴェルサイユ  
※会場へのアクセスは裏面をご覧ください。

3 会費 6,000円/人

#### 4 申込について

##### (1) 申込方法

いずれかの方法により、**令和5年12月13日(水)まで**にお申し込みください。

##### ① 磯子区役所での申込方法

同封の「申込書」に会費を添えて、磯子区役所総務課(6階64番窓口)まで御持参ください。

##### ② 郵便局での申込方法

同封の「払込取扱票」に必要事項を御記入のうえ、最寄りの郵便局から会費をお振込みください。(手数料は払込人負担となります。)

※記入要領を御確認の上、御記入をお願いします。

※当日は、受付にて「振替払込受領証」を御提示ください。

##### (2) 申込書や払込取扱票に記載いただいた内容について

御芳名、団体・役職名、参加区分については、当日お配りする次第に掲載します。

締切日以降の申込の場合、次第への掲載ができないこともありますので御了承ください。

裏面あり

## 横浜市空家等対策計画の改定に係る 市民意見募集について

横浜市では、市の空家等対策の基本計画である「横浜市空家等対策計画」の改定作業を進めています。12月中旬に改定素案を公表し、約1か月間、意見募集を実施しますので、皆様のご意見をお寄せください。

### 1 横浜市空家等対策計画とは

空家が増加し、管理不全な空家が周囲に迷惑や被害を及ぼすなど、空家問題が全国的に課題となっています。横浜市空家等対策計画は、こうした課題に対応するため、空家化の予防や空家の流通・活用、管理不全な空家の防止・解消など、今後、市が取り組む様々な対策を総合的に定めたもので、平成31年2月に策定しています。

〈管理不全な空家〉



〈適切に管理された空家〉



計画に基づく対策

### 2 意見募集について

#### (1) 概要

12月中旬に公表する改定素案に対する意見募集を実施します。市民の皆様からいただいた御意見を反映した上で、令和6年3月末に「横浜市空家等対策計画」を改定します。

#### (2) 募集期間

**令和5年12月中旬から令和6年1月中旬まで**

※詳細な期間は、12月中旬に市のホームページ等でお知らせします。また、意見募集開始日から意見募集のリーフレットを各区役所、市民情報センター等で配架します。

#### (3) 素案の閲覧方法・御意見の提出方法

後日公開する市のホームページ又は後日配架するリーフレットを御参照ください。

#### お問合せ先

横浜市建築局住宅政策課 担当 安藤、足立、北村 Tel 045-671-4121

## 新たな図書館像（図書館ビジョン（仮称））の策定に向けた 市民意見公募予定について（情報共有）

横浜国立図書館及び横浜市の図書館行政への御理解と御協力に対し、厚くお礼申し上げます。

横浜市では、横浜国立図書館のこれからの「横浜国立図書館の目指す姿」や「取組の方向性」を示す「横浜市の新たな図書館像（以下「図書館ビジョン（仮称）」という。）」について、令和5年度中の策定を目指し準備を進めています。

横浜国立図書館は1区に1館（市内計18館）あり、年間約640万人の方と、大変多くの方にご利用いただいている施設です。策定に向けて、市民の皆さまから広く意見を伺うため、市民意見公募を以下の通り行う予定ですので、お知らせいたします。

各自治会町内会長のみなさまにも、本件公募を予定している旨をお知らせいただけますと幸いです。

### 1 「図書館ビジョン（仮称）素案」市民意見公募の概要

（図書館ビジョン（仮称）策定の背景や基本的な方向性は、別紙参照）

#### (1) 公募期間（予定）

令和5年12月中旬以降～1月 ※具体的な日にちは現在調整中です。

#### (2) 素案閲覧場所（予定）

ア 横浜市ホームページ「新たな図書館像（図書館ビジョン（仮称）」で公開します。

【URL】<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kyoiku/plankoho/plan/libvision.html>

イ 素案概要配布、素案本文閲覧場所

- ・横浜国立図書館
- ・横浜国立図書館図書取次所
- ・区役所区政推進課広報相談係

※地区センター、地域ケアプラザ、地域子育て支援拠点には概要版のみの配架ですので、素案本文をご覧になる場合は上記ア、イでご確認ください。



### 2 「図書館ビジョン（仮称）」の策定に向けた今後のスケジュール（案）

12月～令和6年1月：市民意見公募

3月：原案策定・公表

<担当>

教育委員会事務局 教育政策推進課：安部、宮崎

電話：671-3243

メール：ky-seisaku@city.yokohama.jp

磯子区連合町内会長会資料

令和5年11月17日

自治会町内会長様

磯子区地域振興課長

磯子区自治会町内会広報掲示板設置等補助金の第二期募集実施について  
(ご案内)

日頃より、磯子区の地域振興施策にご協力いただきありがとうございます。

磯子区では、自治会町内会が維持管理を行う掲示板について、その設置や修繕にかかる経費を対象とした補助事業を行っております。

令和5年度分は、申請を10月末までとして受け付けておりましたが、より多くの自治会町内会にご活用いただくため、第二期募集を実施いたします。申請をご希望の場合は、期限までに必要書類をご提出ください。

1 申請対象者

自治会町内会、地区連合町内会

2 補助対象経費

掲示板の新設(建替えを含む)、修繕、既存の設置場所よりも掲示板の効果が向上する移設にかかる経費

※建替えの場合、掲示板の撤去にかかる費用は補助対象とはなりません

※修繕には改修を含みます

※工事完了期限の3月末までに行ったものが対象となります。また、申請前に工事に着手しているものは対象とはなりません。

3 補助額

(1) 新設(建替えを含む)

ア 補助率 対象経費の3分の2

イ 補助金限度額 10万円

(2) 修繕、既存の設置場所よりも掲示板の効果が向上する移設

ア 補助率 対象経費の3分の2

イ 補助金限度額 4万円

※補助額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額となります

4 申請期間

令和5年11月17日(金)～令和6年1月31日(水)

※第一期(4月～10月)期間中にご申請いただいた自治会町内会からの申請も可能です。

※同一自治会町内会からの申請は、申請期間内に1回とします。

※補助金限度額(10万円、もしくは4万円)の範囲内であれば、複数基の掲示板をあわせてご申請いただけます。ただし、新設(建替えを含む)、修繕、既存の設置場所よりも掲示板の効

磯子区連合町内会長会資料  
令和 5 年 11 月 17 日

自治会町内会長 様

地 域 振 興 課 長

令和 5 年度磯子区自治会町内会長感謝会の開催について（ご案内）

日ごろから、区政の推進に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、磯子区では、自治会町内会長として永年地域社会の振興に御尽力いただいている会長の御功績に対して永年在職者表彰をさせていただいております。

この度、永年在職者の皆様に感謝の気持ちをお伝えする場として令和 5 年度磯子区自治会町内会長感謝会（以下、「感謝会」）を開催いたします。

令和 6 年 1 月中旬頃に各自治会町内会長様あてに、ご案内状をお送りいたしますので、ご出席くださいますよう、お願い申し上げます。

1 永年在職者表彰受賞者について

受賞者につきましては、裏面「令和 5 年度自治会町内会長永年在職者表彰名簿」を御参照ください。

2 感謝会について

(1) 開催日時

令和 6 年 2 月 27 日（火）開会 17:00（予定）

(2) 会場

磯子区役所 7 階会議室（磯子区磯子 3-5-1）

(3) 表彰について

感謝会において、市長表彰受賞者並びに区長表彰受賞者に表彰状と記念品の贈呈を行います。

受賞者の皆様（裏面参照）には、地域振興課よりご連絡いたします。

地域振興課地域活動係 担当：金澤、菊地  
Tel：750-2391 Fax：750-2534

裏面あり

令和 5 年度「自治会町内会のための講習会」  
事例発表収録動画の YouTube 配信について【情報提供】

1 事業の趣旨

令和 5 年度の「自治会町内会のための講習会」について、昨年度に引き続き、より多くの皆様に御紹介するため、事例発表の様子を収録した動画を YouTube にて配信します。

つきましては、以下の通り御案内いたしますので、御視聴のほどよろしくお願いいたします。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合会で、単位会長の皆様に情報提供をお願いします。

【単位会長】定例会等で、役員の皆様等に情報提供をお願いします。

3 配信内容、配信期間など

(1) 配信内容

市内 3 区の自治会町内会・地区連合町内会の皆様に活動事例を御紹介いただきました。

① 神奈川区「大口仲町池下町会の紹介とスマートフォンアプリを用いた災害時支援活動」

発表者：大口仲町池下町会 会長 石渡 祥男 氏、

安心・支援部会長／ICT 担当 岩並 清隆 氏

② 港南区「会館でのオンライン講座で身近なつながりづくり」

発表者：日野清風苑町内会 会長 小室 俊博 氏

③ 磯子区「ICT を活用した自治会/連合町内会活動」

発表者：滝頭地区連合町内会・滝頭岩瀬自治会 会長 柏木 達義 氏



↑ 事例発表の一例  
(日野清風苑町内会の取組より)

(2) 配信期間など

・令和 5 年 12 月 1 日 (金) ～令和 7 年 3 月 31 日 (月)

・以下のホームページから視聴できます。(ご質問に対する回答もこちらに掲載予定)

[https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/kanyu\\_sokushin.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/kanyu_sokushin.html)

横浜市 自治会町内会への加入促進

検索

4 その他

事例発表について、御質問がございましたら、電子申請・届出システムでお問合せください。

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/b90b3d9f-62f0-4d05-ab3c-64ede3c8cf3f/start>

電子申請・届出システムは、以下の QR コードまたは、電子申請・届出システムトップページから、「手続き一覧 (個人向け)」⇒キーワード検索「自治会 講習会」で検索できます。

御質問は令和 5 年 12 月 1 日 (金) 午前 9 時から令和 6 年 1 月 31 日 (水) 午後 5 時まで受け付けます。御質問に対する回答は、上記ホームページ (横浜市 自治会町内会への加入促進) に掲載予定です。



←事例発表の  
二次元コード



質問受付の  
二次元コード

市民局地域活動推進課 担当：川口、高橋  
電話：045-671-2317 FAX：045-664-0734  
Eメール：sh-jichikai@city.yokohama.jp